

むつ市非参集型入札実施要綱

令和 6年 3月29日

むつ市告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の郵便又は持参による入札（以下「非参集型入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(非参集型入札の対象となる契約)

第2条 非参集型入札の対象となる契約は、競争入札に付する建設工事、業務委託又は物品の調達のうち、公告又は指名競争入札通知書（以下「公告等」という。）で指定したものとする。

(非参集型入札に係る公告等)

第3条 非参集型入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の提出方法)

第4条 非参集型入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、建設工事にあつては入札書及び工事費内訳書を、業務委託又は物品の調達にあつては入札書を次に掲げる方法により郵送又は持参により提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。ただし、入札書等を持参する場合は、外封筒を省略することができる。
- (2) 入札書及び工事内訳書又は入札書（以下「入札書等」という。）は内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表面に、建設工事にあつては「入札書及び工事費内訳書在中」と、業務委託又は物品の調達にあつては「入札書在中」と朱書きするとともに、次に掲げる事項を記載すること。

ア 工事名、業務名又は物品名

イ 工事場所、業務場所又は納入場所

ウ 開札日

エ 入札者の商号又は名称

- (3) 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（名刺等）を入れ、外封筒の表面に「〇〇工事（業務、物品）入札書在中」と朱書きするとともに、入札者の商号又は名称が分かるようにすること。

2 入札書等を郵送する場合は、指定郵便局への留め置きによる一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、次条第1項に規定する提出期限までに、公告等で指定された提出先に提出しなければならない。

3 入札書等を持参する場合は、次条第1項に規定する提出期限までに、公告等で指定された提出先に、入札書等提出票（別記様式）を添えて提出しなければならない。

4 市長は、前項により入札書等を受理した場合は、入札書等提出票に必要な事項を記入し、その写しを交付するものとする。

5 入札の参加に要する全ての費用は、開札の結果、入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書等の提出期限）

第5条 入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日（当該日が休日の場合はその前日）とし、公告等により指定する。

2 提出期限を過ぎて到達し、又は持参した入札書等は、受理しない。

（入札書等の受領、管理等）

第6条 市長は、入札書等を受領したときは、開札まで施錠して保管する等の確実な方法により厳重に保管しなければならない。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封してはならない。

3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（入札の辞退等）

第7条 入札参加者は、入札執行前に入札を辞退するときは、第5条第1項に規定する提出期限までに入札辞退届を郵送又は持参により提出しなければならない。

2 前項の場合において、第5条第1項に規定する提出期限までに入札書等が郵送又は持参により提出されないときは、入札を棄権したものとみなす。

3 入札参加者は、入札書等を郵送又は持参により提出した後に入札を辞退することはできない。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者がした入札

(2) 指定された方法以外の方法により提出された入札

(3) 指定された提出期限を過ぎて到達した入札

- (4) 建設工事の場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
 - (5) 建設工事の場合において、入札書の金額が工事費内訳書のと異なる入札
 - (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
 - (7) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金額の納付額が不足である者のした入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- (入札の延期等)

第9条 市長は、非参集型入札において、郵便事情等による事故が発生したとき、又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。この場合においては、速やかにその旨及びその理由を公告するものとする。

(開札等)

第10条 入札書の開札は、公告等により指定した場所において入札立会人として当該入札事務に関係のない市の職員2人を立ち会わせて行わなければならない。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、日時及び場所を指定して当該入札をした者を参集させ、くじを引かせて落札者を定める。ただし、当該入札をした者が参集することが困難である場合は、市長が別に定める方法により落札者を決定する。

3 開札の結果、落札者が決定しなかったときは、公告等で定められた入札回数の範囲内で改めて期日を設定して入札を行うものとする。

(落札決定の通知等)

第11条 落札者を決定したときは、速やかに書面により通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(入札結果の公表)

第12条 市長は、落札者の決定後、むつ市公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱（平成13年むつ市訓令甲第16号）及びむつ市建設関連業務の入札に係る公表事項取扱要綱（平成30年むつ市訓令甲第3号）の規定により、速やかに入札結果を公表する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、非参集型入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

入札書等提出票

件名	
事業者名	
持参した者の氏名	
提出年月日	年 月 日

※契約担当課処理欄

受理年月日

受理者氏名